

2018年7月18日

宅建業法改正後、建物状況調査についての問合せ内容を公開 ～「調査・報告書内容」「かし保証」についての問合せが約7割を占める～

戸建住宅の地盤調査・建物検査などを手掛けるジャパンホームシールド株式会社（所在地：東京都墨田区、代表取締役社長：斉藤武司）は、本年4月の宅地建物取引業法（以下、宅建業法）改正後の建物状況調査について当社に寄せられた約250件の問い合わせ等を集計、その傾向を取りまとめました。

2018年4月1日施行の改正宅建業法により、不動産会社に媒介依頼者（売主・買主）に対する建物状況調査の制度説明や希望に応じた検査事業者の斡旋、重要事項説明が義務化されました。

宅建業法改正後の建物状況調査に関する当社へ寄せられた問い合わせを集計したところ、

1. 「調査・報告書内容」についてが約半数、次いで「かし保証」についてが約2割を占める。
 2. 「調査・報告書内容」では、調査全般、納期、報告書の見方、指摘事項について、「かし保証」では耐震に関する書類についての問い合わせが多い。
- という結果が得られました。

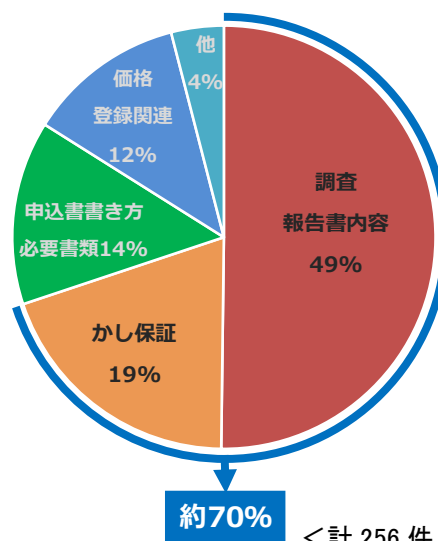
宅建業法改正後から3ヵ月が立ちましたが、いまだ多くの不動産事業者様が建物状況調査の実務において不安を抱えていることが明らかになりました。

これら不動産事業者様の声を反映して、当社ではこのたび、不動産事業者様向けサイト「Homille」内のコンテンツ「よくあるご質問コーナー」(<http://www.homille.jp/ga.htm>)に、建物状況調査を含めた建物検査の基本など実務で役立つ情報を拡充させました。

また、「Homille」内の建物状況調査のページでは、主な検査項目や報告書のサンプルを掲載しており、調査の概要を分かりやすく伝えています。

ジャパンホームシールドでは、今後も優れた技術とサービスの提供を通じて、世界中の人びとの豊かで快適な住生活の未来に貢献します。

不動産事業者様からのお問い合わせ：内訳



<計256件。当社調べ>

本件に関するお問い合わせ先

ジャパンホームシールド株式会社 (<http://www.j-shield.co.jp/>)

本社：東京都墨田区両国 2-10-14 両国シティコア 17F

報道関係の方から： 広報マーケティング部 児新（コニイ） TEL. 03-5624-1545

事業者関係の方から： 建物検査事業部 田生（タノウ） TEL. 03-6872-1157

※このリリースは、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会にお届けし、ジャパンホームシールド (URL: <http://www.j-shield.co.jp/>) のホームページで発表しています。
<ジャパンホームシールドはLIXILグループの一員です>

<参考資料>

■宅建業法改正後の問合せ内容の具体例

多い問い合わせ	【一部抜粋】不動産事業者様の生の声
「検査内容」	不具合があるが、かし保証入るにはどうしたらよいか
	再検査はしたくない
	検査の所要時間はどのぐらいか
	何を検査するのか
「報告書内容」	報告書納期はいつなのか
	報告書の見方がわからない
	指摘事項について教えて欲しい
	検査の基準はあるのか

当社調べ

■不動産向けサイト「Homille」

当社が提供する不動産事業者様のための専門サイト。

URL : <http://www.homille.jp/>

「よくあるご質問」コーナー(<http://www.homille.jp/qa.htm>)に、建物状況調査を含めた建物検査の基本など実務で役立つ情報を充実させています。